

最終更新日: 2016年6月30日

イビデン株式会社

代表取締役社長 竹中裕紀

問合せ先: 経営企画本部 社長室 経営企画G

グループマネージャー 廣瀬康人 (0584)81-7973

証券コード: 4062

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための重要な経営の仕組みとして認識し、グループ全社において積極的に取り組んでおります。当社グループのコーポレート・ガバナンスにおきましては、「コンプライアンス及びリスクマネジメント推進活動」を積極的に展開することで内部統制機能を強化し、取締役会による経営監視機能と監査役の監査機能を充実・強化させてまいります。それにより、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼に応える透明な企業統治体制を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的な成長による企業価値の向上を実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の観点から、保有する銘柄を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針です。なお、当社では随時、取締役会において、保有する銘柄を報告した上で、保有方針の確認を実施しております。

2. 議決権行使の基準

当該株式に係る議決権の行使に関しましては、特段の基準は設けておりませんが、当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社役員との間で取引を行う場合には、取締役会規則および取締役会付議基準に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し決議しております。また、当社役員全員および重要な子会社の社長に対して、毎年1回、関連当事者間取引の有無について、確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。なお、議決権の10%以上を保有するいわゆる大株主(主要株主)との重要な取引を行う場合には、取締役会付議基準にもとづき、取締役会にて決議します。

【原則3-1 情報開示の充実】

1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社企業理念、共有すべき行動精神、中期経営計画を当社ウェブサイト(URL: <http://www.ibiden.co.jp>)に掲載しております。

2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を、上記「1. 基本的な考え方」とおり制定しており、当社ウェブサイトおよび有価証券報告書上でも公開しております。

3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役、執行役員の報酬については、月額報酬と賞与により構成されております。取締役の月額報酬については、株主総会にて決議された限度枠内で、各取締役の職位に基づき算定し、取締役会で決議しております。また、賞与については、株主総会にて決議された所定の計算式に基づいた総額の範囲内で、各取締役の業務に対する貢献度に基づき配分額を決定し、取締役会で決議しております。

執行役員の月額報酬については、取締役会で決議しております。その算定にあたっては、取締役の月額報酬とのバランス、個々の業務能力の評価等を総合的に勘案して決定しております。また、賞与につきましても、支給金額については、取締役会で決議しております。その算定にあたっては、各執行役員の業績に対する貢献度等に基づいて決定しております。なお、取締役の報酬および賞与の内容につきましては、取締役会での決議に先立ち、社外取締役をメンバーに含めた報酬(諮問)委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しております。また、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬のみ支給しております。

4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、的確かつ迅速な意思決定が可能な員数、および経営陣幹部・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、選任・指名しております。また監査役候補につきましては、財務・会計・法律に関する知見、当社事業に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しております。上記方針に基づき、監査役候補につきましては、監査役会の同意を経て、取締役会で決議しております。なお、取締役・監査役候補の指名につきましては、取締役会での決議に先立ち、社外取締役をメンバーに含めた指名(諮問)委員会にて審議を行い、代表取締役社長に答申しております。

5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役各候補者の経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。また、社外取締役候補および社外監査役候補については、個々の経歴に加えて、選任理由およびその独立性に関して、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社においては、取締役会規則を制定し、法令および定款に準拠して、取締役会自身として何を判断・決定するのか、付議基準を定めて明確化しております。また、その他の意思決定・業務執行については、組織・職制・業務分掌管理規程及び権限規程を制定し、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社におきましては、持続的な成長と発展に寄与するように、社外取締役を2名選任し、これまでの経歴で培われた専門的な知識、企業経営における幅広い経験等を当社の経営に活かして頂いております。なお、社外取締役は、それぞれ自らの知見に基づき、経営の監督、経営方針、経営改善等について、活発な発言をいただくなど、当社が期待する役割を十分果しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、会社法および当社が上場する金融商品取引所が定める基準に加え、会社経営もしくは業界に関する豊富な経験と高い識見を重視しております。また、社外監査役の選任にあたっては、税務又は会計もしくは法律に関する豊富な経験と高い知見を重視しております。当社におきましては、以上の条件を充たし、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれの無い者を独立役員として登録しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より、総合的に検討した上で、指名(諮問)委員会の答申を参照しつつ、取締役候補を指名しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要】

当社取締役会におきましては、取締役会全体が実効性を持って機能しているかを検討し、その結果に基づき、問題点の改善や強みの強化等を通じて、取締役会全体の機能向上を図ることを目的とし、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。以下にて、平成27年度の分析・評価結果の概要を記載いたします。

1. 評価の方法

(1) 社外を含む全ての取締役及び監査役に対し、評価の主旨等を説明の上、平成28年3月から4月にかけて取締役会事務局(社長室 経営企画G)が作成した「平成27年度取締役会実効性評価アンケート」に基づき、全取締役・監査役が自己評価を実施いたしました。

(2) 評価項目

評価を実施した大項目は以下の通りです。

(2-1)議論・検討の実効性

(2-2)監督機能の実効性

(2-3)リーダーシップの実効性

(2-4)環境整備状況の実効性

(2-5)株主・ステークホルダーへの対応の実効性

(2-6) 取締役会の構成等に関する実効性

(3) 評価方法

(3-1)調査は記名方式とした。

(3-2)評価尺度は5段階評価とした。(5・・・優、3・・・可、1・・・不可)

(3-3)集計は社内取締役と社外取締役・監査役を区別して実施した。

(3-4)分析は、評価の低い項目及び社内取締役と社外取締役・監査役の評価結果のギャップが大きい項目について、重点的に実施した。

(3-5)評価・分析結果を取締役に開示し、平成28年5月16日開催の取締役会において、「取締役会全体の実効性評価結果」を決議した。

2. 分析・評価結果の概要

各取締役・監査役による評価アンケートの集計の結果、全ての大項目(上記1.2)に記載)について、社内取締役及び社外取締役・監査役共に、3.0以上の評価点となっており、当社取締役会として、取締役会全体においての実効性はおおむね確保できていると分析・評価いたしました。

一方で、主に以下の点につきましては、課題や工夫の余地が見られると認識し、当社及び当社取締役会といたしまして重点的に対応してまいります。

(1) 認識した課題

(1-1)経営陣幹部・取締役の報酬額決定及び候補者指名における社外取締役の関与

(1-2)(社外取締役・監査役に対する)会日に十分先立った資料配付

(2) 当社の対応

(2-1)平成28年度より、社外取締役を構成員に入れた(代表取締役社長の諮問機関としての)指名(諮問)委員会及び報酬(諮問)委員会を発足し、経営陣幹部・取締役の報酬額決定及び候補者指名について審議し、代表取締役社長に答申する体制としております。なお、平成28年5月16日に第1回報酬(諮問)委員会を開催し、取締役賞与及び報酬に関する議論及び代表取締役社長に対する提言を実施いたしました。

(2-2)現在、(特に専門性の高い)設備投資議案については、取締役会開催前に社外取締役・監査役に対して、提案取締役による事前説明を実施しております。今後は、その他の議案についても、会日に十分先立った資料配付または事前説明を心がけてまいります。

当社取締役会におきましては、今回の評価結果及び課題への対応を踏まえ、今後も実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役・監査役については、各自が必要な知識の習得および役割と責務の理解ができるよう、適宜外部の研修、セミナー等を受講できるように費用面も含め、支援する体制としております。特に新任取締役に対しては、監査役より、日本監査役協会等が開催する新任取締役向け講習会の受講を促し、必要な知識等の理解促進に努めております。また、監査役については、コーポレートガバナンスの重要な一翼を担うべく、日本監査役協会が開催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めています。会社法および時々の情勢に適した内容で社外の専門家等による取締役・監査役向けの講習会を定期的に開催しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 当社のIR活動は、経営企画本部担当取締役がIR担当として総括し、主管部門を経営企画本部社長室経営企画グループとしております。株主や投資家との対話におきましては、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、積極的な対応を心がけております。

2. 当社の主なIR活動は次のとおりです。

- 1)定時株主総会:年1回(議長:代表取締役社長)
- 2)アナリスト・機関投資家向けの決算説明会:年2回(決算・第2四半期決算発表後に代表取締役社長が説明実施)
- 3)取材対応:四半期ごとに弊社東京支店にて実施
(説明:東京支店長(IR専任)・経営企画Gグループマネージャー)
- 4)海外投資家向け説明会:証券会社主催のIRフォーラムに定期的に参加(代表取締役社長が説明実施)
- 5)当社ウェブサイト:IR関連資料(決算説明会資料・決算短信・株主総会招集通知・適時開示資料・プレスリリース・各種報告書)を掲載
3. 対話において把握した株主の意見等は、必要に応じて代表取締役社長、関係する取締役および部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っています。
4. インサイダー情報の管理につきましては、四半期決算日から発表日までをサイレント期間として、投資家との対話を制限するとともに、社内のディスクロージャー規則・インサイダー取引管理要領に基づき、情報管理の徹底を図っております。また、イビデン社員行動基準において、社員全員にインサイダー情報の取扱いに関する留意事項を教育しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS I NTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	8,171,100	6.14
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	6,221,500	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,045,500	3.79
ノーザントラスト カンパニー ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	4,796,400	3.60
オーエム04エスエスピークライアントオムニバス	4,627,197	3.48
株 式 会 社 十 六 銀 行	4,130,200	3.10
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	4,120,000	3.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,477,300	2.61
イビデン協 力 会 社 持 株 会	3,272,504	2.46
ノーザントラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	2,956,674	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。なお、同日現在で大株主の状況に記載の他に、当社が保有する自己株式7,778,279株(割合5.52%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤昇三	他の会社の出身者								△			
山口千秋	他の会社の出身者								△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤昇三	○	同氏は平成25年6月まで株式会社東芝の取締役兼代表執行役副社長として、同社の業務執行に携っていましたが、平成25年6月に同社の常任顧問(平成28年6月に退任)に就任した後は、主として対外的な業務に従事しており、同社の業務執行に携っていません。同社と当社の間には、当社製品の売上取引がありますが、金額は平成27年度の当社売上の0.1%未満であり、重要性が無いと判断します。	＜当該社外取締役を選任している理由＞ 社内取締役の業務執行に対し、経験豊かな経歴に基づく公正性、客観性に富んだ意見を得るため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 齋藤社外取締役においては、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験、知識等に基づいた助言や監視を適切に遂行、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者として、当社の適正な企業統治への寄与及び企業行動規範への助言を期待できると判断したため。
山口千秋	○	同氏は平成27年6月まで株式会社豊田自動織機の代表取締役副社長として同社の業務執行に携っていましたが、同社と当社の間には、当社製品の売上取引がありますが、金額は平成27年度の当社売上の0.	＜当該社外取締役を選任している理由＞ 社内取締役の業務執行に対し、経験豊かな経歴に基づく公正性、客観性に富んだ意見を得るため。 ＜独立役員に指定した理由＞

		1%未満であり、重要性が無いと判断します。なお、同氏の現任は、東和不動産株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社との間に、報告すべき取引関係はありません。	山口社外取締役においては、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験、知識等に基づいた助言や監視を適切に遂行、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者として、当社の適正な企業統治への寄与及び企業行動規範への助言を期待できると判断したため。
--	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名(諮問)委員会	5	0	1	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬(諮問)委員会	5	0	1	2	0	2	社内取締役

補足説明 更新

- 〔指名・報酬(諮問)委員会の構成〕
- 1) 構成員：会長(空位の場合は直近の社長経験者)・代表取締役社長・社外取締役・特定監査役(オブザーバー 議決権無し)
2) 委員長：代表取締役社長
3) 決議方法：構成員(特定監査役を除く)の過半数
4) 開催頻度：2回／年を原則とする。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は会計監査人と3ヶ月に1度、監査協議会を開催すると共に、法令及び諸規定に基づく監査を当社及びグループ会社に対して連携して実施している。また、常勤監査役はCSR推進室監査グループと3ヶ月に1度、監査協議会を開催すると共に、法令及び諸規定に基づく監査を当社及びグループ会社に対して、スケジュールを共通させるなど連携して実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤文夫	税理士													○
堀江正樹	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤文夫	○	――	＜当該社外監査役を選任している理由＞ 専門分野において高度の知識と経験を有しており、当社の経営に対する公正な監査を期待できるため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 加藤社外監査役においては、税理士として培われた豊富な知識・経験等に基づいた発言と、経営全般の監視が可能であり、独立役員の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者として、当社の適正な企業統治への寄与及び企業行動規範への助言を期待できると判断したため。
堀江正樹	○	――	＜当該社外監査役を選任している理由＞ 専門分野において高度の知識と経験を有しており、当社の経営に対する公正な監査を期待できるため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 堀江社外監査役においては、公認会計士として培われた豊富な知識・経験等に基づいた発言と、経営全般の監視が可能であり、独立役員の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者として、当社の適正な企業統治への寄与及び企業行動規範への助言を期待できると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を有する社外役員全てを独立役員に指定し、届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役賞与として、各事業年度の連結当期純利益の0.5%と当該事業年度の年額配当金総額の1.6%との合計額(ただし年額5億円を上限とし、計算の結果生じる百万円未満の数字については、これを切り捨てる)を支給することを平成23年6月22日開催の第158回定時株主総会において、決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、ホームページにおいて、事業報告を掲載することにより、公衆縦覧に供しております。前事業年度に係る当社の取締役に対する報酬等の額は、以下の通りである。

- 1) 報酬: 取締役15名に対して、313百万円(うち社外取締役 2名に対して、22百万円)。
- 2) 取締役賞与: 社内取締役 8名に対して、75百万円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催前に、社内取締役(常勤監査役)より、(特に専門性の高い)設備投資議案の内容についての事前説明を行っております。今後、その他の議案についても、会日に十分先立った資料配付または事前説明を心がけてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【現状の体制の概要及び現状の体制を採用している理由】

取締役会の運営については、公正で透明度の高い経営を実現するために、2名の社外取締役に加わっていただき、経営の助言を受けている。指名・報酬決定等にあたっては、公正で透明度の高い手続きで行っている。取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年としている。同時にスピーディな経営の意思決定並びに業務執行の一層の迅速化を図るため、執行役員制度を導入している。また、取締役会の意思決定及び代表取締役等の業務執行に対しては、監査役会及び各監査役の強力な牽制作用をもって、これを監視している。

【社外取締役に係る事項】

当社の適正な企業統治への寄与及び企業行動規範への助言機能を確保するため、社外取締役2名が就任し、取締役会における議案・審議につき、必要な発言を適宜行うなど、上記目的のため必要な行動が確保されている。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】

監査役は、取締役会など主要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を、さらに常勤監査役は、内部監査部門であるCSR推進室監査グループ及び会計監査人と連携し、法令及び諸規定に基づく監査を当社及びグループ会社に対して実施している。なお、財務・会計に関し相当程度の知見を有する社外監査役(2名)が就任している現状をもって、上記機能を適切に担保している。

【独立役員の確保の状況に関する記載】

当社においては、齋藤社外取締役、山口社外取締役、加藤社外監査役及び堀江社外監査役が、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者として、当社の適正な企業統治への寄与及び企業行動規範への助言を期待できると判断したため独立役員として、選任した。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社経営の意思決定を公正で透明度の高いものとするために、当社においては監査役4名が就任している。各監査役は、取締役会を含めた当社主要会議に出席し、取締役の職務執行の監査を、さらに常勤監査役は、内部監査部門であるCSR推進室監査グループ及び会計監査人と連携し、法令及び諸規定に基づく監査を当社及びグループ会社に対して実施している。

また、当社経営の意思決定を公正で透明度の高いものとするために、当社においては社外取締役2名が就任している。各社外取締役は、取締役会における議案・審議につき、必要な発言を適宜行うなど、上記目的のため必要な行動を実施している。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が早期に招集通知を確認できるよう、早期に発送しております
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が総会に出席できるよう、集中日を避けて総会を開催しております
電磁的方法による議決権の行使	インターネット、携帯電話による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに、参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社英文ホームページにおいて、英文招集通知を掲載しております。
その他	招集通知(和文・英文)を発送の1週間前までに当社ホームページ及びプラットフォームに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー規則は有るが、開示しておりません。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年2回決算・中間決算発表後に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のIRフォーラムに適宜出展しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、株主総会招集通知、適時開示資料、プレスリリース、各種報告書及び説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 社長室 経営企画G	
その他	説明会資料は原則として全て英訳し、和文と同時にしくは和文開示後、速やかに開示しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イビデン社員行動基準およびイビデン社会的責任管理基準において各ステークホルダーの尊重について説明しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社「CSRレポート」を作成し、ホームページで公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー規則により開示方針を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方やその整備状況 更新

会社法第362条第5項の規定に基づき、当社取締役会は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」と総称する。）の整備」について、次のとおり決議しております。

1. この決議の目的

この決議は、当社グループの内部統制システムの整備において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法第362条第5項及び会社法施行規則第100条に規定する業務の適正を確保するために必要とされる内容を定めることを目的とする。当社グループの内部統制システムの整備は、コーポレートガバナンスの強化とコンプライアンス及びリスクマネジメントの推進を中心に活動を行い、以下の項目に定める取締役担当執行役員（以下、「担当執行役員」という。）の下で速やかに実行されなければならない。各担当執行役員は、担当する内部統制システムについて、定期的に整備状況を取締役会又は経営会議に報告するとともに、モニタリング及び見直しを適宜行うことによって、より適正な体制を整備する。

2. 当社グループの内部統制システムの概要

末尾掲載の模式図とする。

なお、以下に記載する組織名称については、平成28年4月1日より実施された新組織名称を記載している。

3. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1-1) 当社グループは、役職員等に対し、「国内外の法令、定款、社内規程及び企業倫理の遵守」（以下、「コンプライアンス」という。）を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて国際社会から信頼される会社を目指すことをコンプライアンス基本方針とする。当社グループは、この基本方針、コンプライアンス規程及びコンプライアンス実践の基準を定める「イビデン社員行動基準」に基づき、当社グループのコンプライアンス推進活動（コンプライアンス規程等の整備、コンプライアンス活動実践状況の確認、役職員等に対する啓発活動・研修等の実施）を積極的に展開する。このコンプライアンス推進活動は、コンプライアンス担当執行役員であるCSR推進室担当執行役員が実施し、代表取締役社長が委員長であるコンプライアンス全社推進委員会へ報告される。

(1-2) 当社グループは、全役職員等がコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、正規の報告ラインに加え、コンプライアンス相談窓口を設置している。コンプライアンス相談窓口には、役職員等が相談窓口担当者に顕名で通報できるものと、外部専門家に匿名でも通報できるものがあり、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止の保障など、通報者の権利保護につき十分に配慮している。コンプライアンス担当執行役員は、役職員等への研修に際し、コンプライアンス相談窓口制度の更なる周知徹底を図る。

(1-3) 万が一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会が招集され、当該事態の対応と処分及び再発の防止を審議し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は取締役会に報告される。

(1-4) 当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的としたディスクロージャー規則に基づき、代表取締役社長、財務部門担当執行役員等で構成するディスクロージャー委員会による決裁をもって、当社グループに関する経営関連情報の公正かつ適時・適切な開示を実施する。また、金融商品取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守するとともに、インサイダー取引管理要領に基づき、インサイダー取引規制に関し厳重に管理を行い、証券市場における当社の社会的信用を維持する。

(1-5) 当社には、取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役2名が在任しており、強力な牽制機能を確保する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(2-1) 取締役会での決議状況及び各取締役の業務執行の決裁状況並びにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規則、稟議規程及び文書・記録管理規程等に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を実施する。取締役及び監査役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できる。(2-2) 経営企画本部担当執行役員は、必要に応じて職務執行情報の保存及び管理の運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うとともに、当該職務執行情報を速やかに入手ができる体制を推進する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(3-1) 当社グループは、経営を取り巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす経営資源の損失に的確に対処し、株主、顧客及び役職員等の安全と経営資源の損失低減及び再発の防止を図り、もって事業継続を可能にすることをリスクマネジメント基本方針とする。この基本方針及びリスクマネジメント規程に基づき、当社グループは、リスクカテゴリー毎の責任部署の設定と責任体制の強化及び役職員等への研修の実施など、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。このリスクマネジメント推進活動は、リスクマネジメント担当執行役員としてCSR推進室担当執行役員が実施し、代表取締役社長が委員長であるリスクマネジメント全社推進委員会へ報告される。

(3-2) 経営企画本部担当執行役員は、内部監査等により損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに当該危険の内容及びそれがもたらす損失の程度を把握し、組織的に迅速な対応を指揮するとともに損失の未然防止を図る。また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施及び損害の拡大の防止を行い、損失の最小化に努める。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(4-1) 経営計画のマネジメントについては、連結中期経営計画及びそれをベースに毎年策定される当社グループの年度計画に基づき、業績目標及び予算を提示し、それぞれの事業グループ等の業務執行を委嘱された担当執行役員が、各ラインにおいて設定された目標達成のための活動を行う。月次の業績は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化され、経営企画本部担当執行役員は、設定した目標が当初の予定どおりに進捗しているか、経営会議での各担当執行役員による業績報告を通じ定期的に検証を行う。

(4-2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会及び経営会議への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料を事前に役員に配布する。

(4-3) 日常の職務執行に際しては、組織・職制・業務分掌管理規程及び権限規程等に基づき、権限の委譲を適正に行い、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5-1) 当社の子会社全体の内部統制を担当する統括管理部署を、経営企画本部とし、他の内部統制推進部門と連携し、各社への指導・支援を実施する。

(5-2) 当社は、グループ会社決裁管理規程に基づき、子会社の取締役及び取締役会の重要な業務執行が当社に対し事前に報告され、当社の意思決定が適正に行われる体制とする。

(5-3) 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、CSR推進室担当執行役員は、子会社の内部監査室又はこれに相当する部署を担当する取締役と十分な情報交換を行い、当社グループ内部監査体制の実効性を確保する。

(6) 監査役の監査体制を実効化するための関連事項の整備

(6-1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務の補助者は設置していない。したがって、独立性に関する定めは存在しない。監査役がその職務の補助者を置くことを求めた場合においては、専任又は兼任の補助者を配置するものとし、その具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、経営企画本部担当執行役員その他関係部門を担当する執行役員の意見も十分に考慮して決定する。またこの場合には、当該補助者の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。また、当該補助者の指揮命令に関し、取締役以下当該補助者の所属する組織の上長等の指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

(6-2) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

役職員等は、監査役会の定める監査役会規則及び監査役監査規則に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他監査役が求める報告及び情報提供を行わなければならない。また、当社は役職員等の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

(6-3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員等は、監査役による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で必要な各種会議への監査役の出席を求め、監査役が審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。また、監査役会と代表取締役、監査法人との間で定期的に意見交換会を開催する。役職員等は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。当社は監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用する等の必要な監査費用を認めるものとする。

(7) その他

当社は、金融商品取引法において求められている「財務報告に係る内部統制」の整備について、基本計画と方針に基づき、当社グループとしての財務報告の適正性を確保するための内部統制体制を検証し運用するとともに、その信頼性を確保するためにモニタリングや内部監査の体制を整備し、着実に推進活動を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「イビデン社員行動基準」に基づき、全役職員が、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、法律・企業倫理に違反する行為が一切ないよう細心の注意を払うことを基本方針としている。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ア. 「イビデン社員行動基準」において、「反社会的勢力・団体からの接触を受けたとき、またはトラブルに巻き込まれそうになったときは、個人で対応することは避け、直ちに対応統括部署に相談する」ことを規定し、コンプライアンス教育の実施により、役員および社員に周知徹底している。

イ. 対応統括部署を経営企画本部 人事・総務部とし、不当要求防止責任者を設置している。

ウ. 反社会的勢力の不当要求に備え、平素より顧問弁護士および所轄警察署と緊密な連携を行っている。また、警察が主催する連絡会等に定期的に参加するなど、反社会的勢力に関する情報を収集・管理している。

エ. 当社所定の標準契約書式に反社会的勢力との排除条項を盛り込んでいる。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

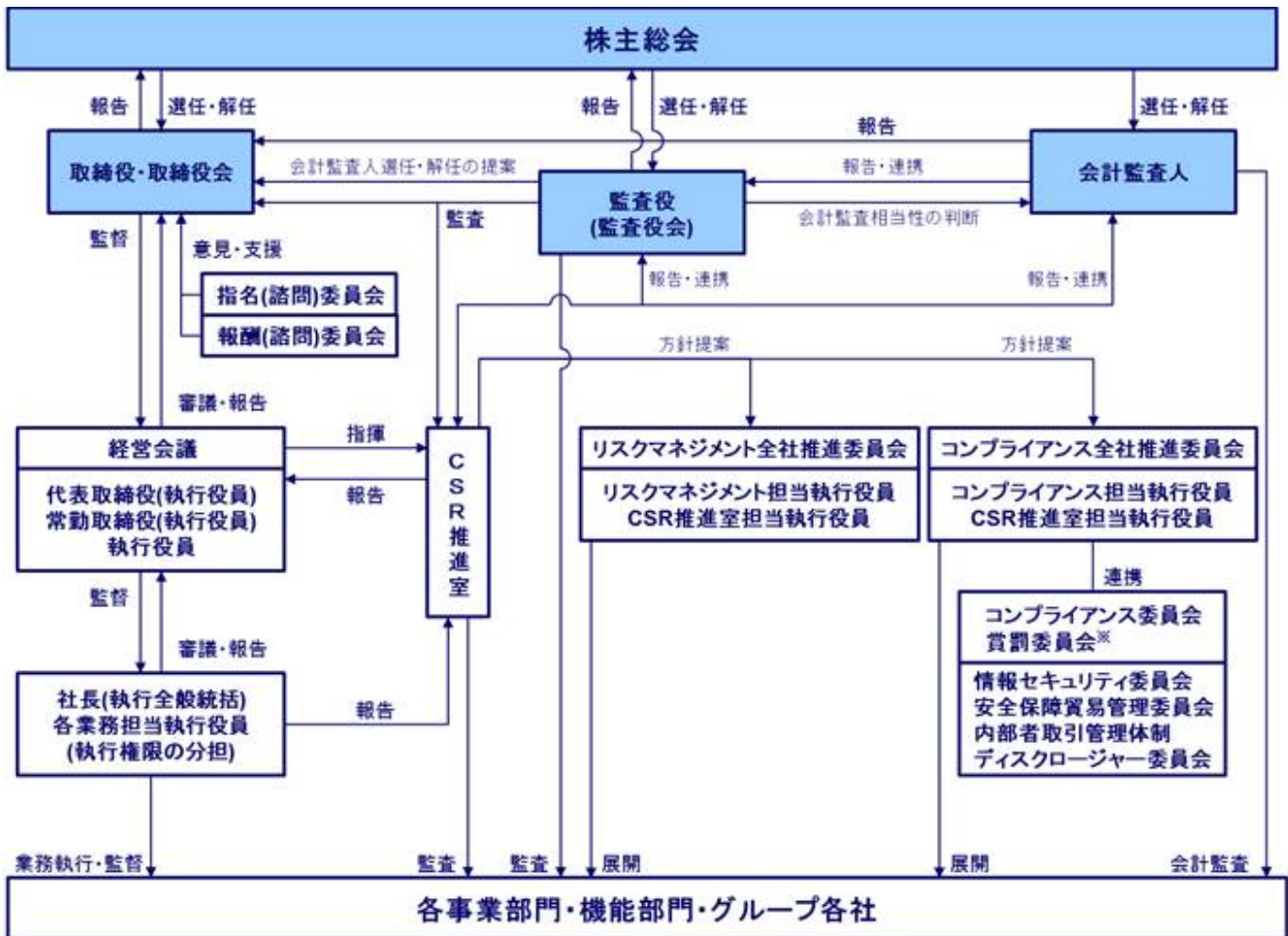
なし

該当項目に関する補足説明

外国人株主の状況を定期的に調査を行うとともに、買収行為をめぐる法制度や関係当局の判断、見解等の動向に留意しつつ、継続して検討を行っております。

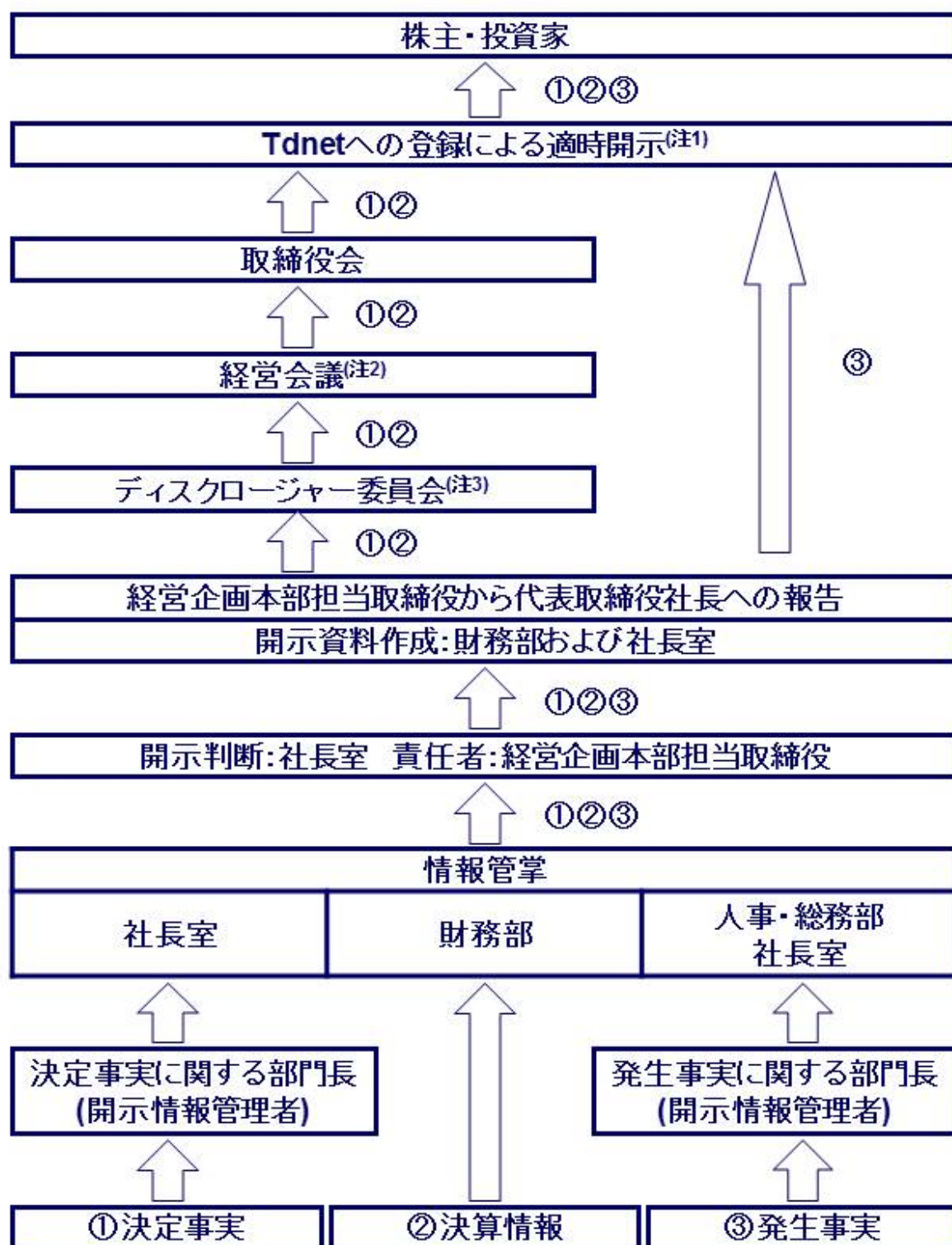
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社グループの内部統制システムの模式図】



※は関係案件発生時に随時開設されるもの

【当社グループの適時開示に係る社内体制の模式図】



(注1) 開示内容によって、Tdnetへの登録、当社ウェブサイトへの掲載に加え、適宜、記者会見、資料投函なども行う。

(注2) 経営会議とは、取締役会に次ぐ重要事項についての審議機関である。

(注3) ディスクロージャー委員会は、情報の重要性に応じて事務局(財務部、社長室)が必要と判断した時、および開示情報管理者が事務局に要請した時に、事務局の招集により開催するものとする。事務局は、開示情報管理者からの要請があった場合、正当な理由がない限り本委員会の招集を行わなければならない。